

「徳島文化芸術ホール（仮称）」整備に向けた プロジェクト名称募集要項

1 趣旨

「文化芸術」を発信する拠点としての機能はもちろんのこと、「まちづくり」の核、県都の「ランドマーク」としての役割を体現する、これまでにない「未来志向」の文化芸術ホールを整備する一連の取組みを、分かりやすい「キーワード」で広く周知を図り、より多くの皆様に関心を持っていただくためのプロジェクト名称を募集します。

2 募集内容

(1) 名称

「awa ○○ project」もしくは「○○ awa project」とし、○○に入るキーワード

(2) 募集期間

令和3年5月14日（金）17時 から 令和3年5月31日（月）17時まで

3 応募要領

(1) 応募方法

県のホームページから応募してください。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/bunka/5046935/>

(2) 応募資格

誰でも応募可能です。

(3) 応募規定

- ①○○の文字数は10文字以内とします。
- ②1人3点まで応募可能です。4点以上の応募があったと判断した場合は失格とします。
- ③国内外において未発表、オリジナルであるものに限りします。
- ④第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害するものでないものに限りします。
- ⑤差別用語、公序良俗に反する内容を含まないものに限りします。

4 選定及び発表

(1) 選定方法

外部有識者を含む選定委員会により、最優秀賞（1点）、優秀賞（2点）を選定します。

(2) 発表

令和3年6月上旬（予定）

選定結果は、受賞者に通知し確認の上、県のホームページ上で発表します。

5 表彰

最優秀賞、優秀賞の受賞者には徳島県特産品を贈呈します。

6 応募名称の知的財産権等に関する承諾事項

応募者は、以下の事項について承諾した上で、名称の応募をお願いいたします。万が一、違反があった場合は、応募を無効にすることや、採用名称発表後であっても採用を取り消すことがあります。

- ・（1）応募名称は、応募者自らが創作した未発表のオリジナルの名称であって、既に発表されているものと同ーまたは類似でないものおよび第三者の著作権、商標権、意匠権その他法律上保護される一切の権利（以下「知的財産権等」という。）を侵害するおそれ

のあるものではないものとし、それらの違反があった場合には、応募者はその一切の責任を負うものとします。

- (2) 応募名称に関する知的財産権等について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、または商標・意匠の出願・登録手続等を行わないものとします。
- (3) 採用名称に関する知的財産権等は徳島県に帰属することとします。
- (4) 応募名称は一部修正・翻案をすることがあります。

7 その他

- (1) 採用名称は、プロジェクトの周知のため、県ホームページ、SNS、フライヤー・ポスター等各種印刷物において使用します。
- (2) 採用名称は、県その他、各種団体、企業、イベント等でも利用する場合があります。
- (3) 選定結果についての個別のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。